三重大学教職員による尾鷲市役所三重大学連携室の使用方法について

三重大学 みえの未来図共創機構 (旧地域イノベーション推進機構)

尾鷲市と三重大学は平成23年5月1日付で「尾鷲市役所本庁舎の一部使用に係る覚書」を締結しました。この覚書により、尾鷲市に関わる共同研究等の実施に際し、尾鷲市役所本庁舎内の三重大学連携室を会議室、研究スペースとして使用できます。使用にあたっては下記事項を順守して下さい。

【使用目的】

「尾鷲市に関わる共同研究等」を推進するための会議室、研究スペースとして使用する。

【使用責任者】

使用にあたっては、三重大学の教職員を使用責任者とすること。第三者の使用に関しては、尾鷲市・ 三重大学関係者の参加あるいは許可を必要とする。

【使用時間】

使用時間は原則として、平日 $08:30\sim17:15$ とする。左記以外の時間、または休日に使用する場合は 既定の<u>「時間外使用申請書」</u>をメールまたは FAX にて三重大学みえの未来図共創機構(下記連絡先参 照)に届け出ること。

【使用方法】

- ①使用の際は使用責任者が三重大学みえの未来図共創機構(下記連絡先参照)に事前に申し出る。 (件名を「三重大学連携室の利用について」とし、日時、責任者、人数、連絡先電話番号を記入したメールを送信する。)
- ②使用日当日に尾鷲市総務課にて鍵を受け取る。ただし、時間外使用の場合は守衛室にて鍵を受け取るものとする。
 - ③時間外使用申請書の提出なしに退出時間が17:15を過ぎる場合は尾鷲市総務課に申し出ること。
- ④鍵は尾鷲市総務課に返却するものとする。ただし、時間外使用の場合、および尾鷲市総務課の職員が不在の場合は守衛室に返却するものとする。
- ⑤ごみは各自が持ち帰るものとする。持ち帰ることができない場合は尾鷲市総務課の指示に従い処分 すること。
- ⑥出入り口の施錠は必ず裏口を施錠してから行う。出入り口、裏口ともに内側からロックする。(外側からの鍵によるロックはできない。鍵の閉じ込めに注意する。)

【その他】

- ・第3水曜日は技術相談会場として使用しているため独占使用はできない。
- ・A4 判カラープリンターと無線 LAN の使用が可能。接続・使用方法等は室内の説明書を参照のこと。
- ・荷物は原則として退出時に持ち帰るものとする。しかたなく室内に残す場合は、荷物上部に所有者の 所属・氏名を明記する。貴重品等は置かない。破損・盗難等の責任は所有者が持つものとする。
- ・室内での火器・薬品等、危険物の使用は禁止する。

三重大学みえの未来図共創機構 尾鷲市三重大学連携室予約担当 (内線 6801)

TEL: 059-231-5365

FAX: 059-231-5722

e-mail: liaison@crc.mie-u.ac.jp